Sil-Be（シルビー） 会員規約

第 1 条（目的と理念）

1. 本サービスは、創生会グループが培った M&A・事業再生の知見に基づき、加盟施設（以下「会員」）の収支改善を支援することを目的とします。
2. 会員および事務局は、地域の介護インフラを維持し、持続可能な経営体制を構築することを目指し、相互に協力するものとします。

第 2 条（入会および会費）

1. 会員は、本規約に同意の上で入会を申し込み、事務局が承諾した時点で会員資格を取得します。
2. 会員は、入会時に初期費用として入会金 22,000 円（税込）を支払うものとします。
3. 月額の会費は無料とします。ただし、個別施策の導入に伴い、各パートナー企業（以下「ベンダー」）への支払いが発生する場合があります。
4. 一旦納入された入会金は、原則として返金いたしません。ただし、事務局がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

第 3 条（改善プロセスの実施）

事務局は会員に対し、以下のプロセスに基づき支援を提供します。

1. 現状診断： 関連データの整理および既存契約内容の確認。
2. 効果試算： 現状コスト構造を把握し、導入効果のシミュレーションを提示。
3. 施策選定： 会員の課題に基づき、実施メニューをセレクト。
4. ベンダー交渉： スケールメリットを活かした一括交渉の代行・支援。
5. 実行および成果管理： 導入後のモニタリングおよび改善成果の可視化。

第 4 条（会員の協力義務：情報の提供）

1. 会員は、正確な現状診断および試算のため、事務局が求めるデータ（電気・水道等の公共料金請求書、エレベーター保守点検報告書、既存の賃貸借契約書等）を遅滞なく提供するものとします。
2. 会員が提供した情報の不備や遅延により生じた診断結果の誤差について、事務局は責任を負わないものとします。

第 5 条（個別契約の締結）

1. 事務局が提案し、会員が導入を決定した個別施策（エレベーター保守、オムツ仕入れ、給食配送等）については、会員と事務局が指定するベンダーとの間で直接、契約または発注が行われるものとします。
2. 事務局はベンダーとの条件交渉を支援しますが、サービス提供自体の責任および品質保証は各ベンダーが負うものとします。

第 6 条（秘密情報及び業務上の知見の保護）

1. 本サービスを通じて提供される改善スキーム、価格情報、提案内容、運営手法、各種資料その他事務局またはベンダーより開示された情報（以下「秘密情報」）は、創生会グループおよび各ベンダー固有の営業上または業務上の情報とします。
2. 会員は、秘密情報を本サービス利用の目的以外に使用してはならず、事務局または当該ベンダーの事前の書面承諾なく、第三者へ開示、漏洩、複製してはならないものとします。
3. 前項の規定は、退会後も有効に存続するものとします。

第 7 条（直接取引の禁止）

1. 会員は、本サービスを通じて知り得たベンダーと、事務局を介さずに直接取引を行い、または継続してはならないものとします。
2. 前項には、事務局の提案・交渉・価格調整・情報提供等によって知り得た条件を利用し、事務局を経由せず契約更新、再契約、発注またはこれに類する行為を行う場合を含みます。
3. ただし、事務局が事前に書面により承諾した場合はこの限りではありません。
4. 本条の規定は、会員退会後 2 年間有効に存続するものとします。

第 8 条（退会および再入会）

1. 会員は、事務局に対して書面で通知することにより、いつでも退会することができます。
2. 退会した会員が再入会を希望する場合、退会時と同等の会員限定価格や取引条件が維持されない可能性があることを会員は承諾します。

第 9 条（免責事項）

1. 事務局は、会員の収益改善を最大化するよう努めますが、稼働率の変動、市場環境の変化、または各地域規制等により、シミュレーション通りの成果が得られない場合があることを会員は理解します。
2. 事務局は、会員とベンダーとの間で生じた個別のトラブルについて、誠実に解決を支援しますが、法的責任は負わないものとします。

第 10 条（Sil-Be 事務局）

1. 株式会社 GTS は、Sil-Be（シルビー）に係る事務局運営、会員管理、各種サービス提供支援その他関連業務を行うものとする。

株式会社 GTS

〒107-0052
東京都港区区赤坂 1 丁目 7 番 1 号 赤坂榎坂ビル 11 階

TEL：050-1724-4143

設立年月日　令和 8 年 6 月 15 日